

編注：〔 〕内の数字は指摘を受けた医療機関件数を、▲は自主返還の対象となった指摘を示している。

II 診療報酬の請求等に関する事項

1. 診療報酬請求

(1) 診療報酬請求等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 診療報酬明細書の請求内容について、診療録の内容との不一致が見受けられた。診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関への提出前に主治医自らが診療報酬明細書の点検を行うこと。〔3〕

② 請求事務について診療部門と事務部門において十分な連携を図り、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。〔7〕

③ 診療報酬明細書の転帰欄について治癒、中止の記載がない。

④ 診療報酬明細書の転帰欄について記載していない。中止又は転医の場合には「中止」の字句を適切に記載すること。

⑤ 診療報酬明細書の傷病名欄について、
・診療録に記載されていない傷病名が診療報酬明細書に記載されている。診療録の傷病名欄については、症状、所見及び検査結果等の根拠に基づいた傷病名を記載するとともに、診療報酬明細書と診療録との整合性を図ること。〔5〕

・診療録に記載されている傷病名とは

28年度 医療 個別指導指摘事項 ④

平成28年度の個別指導指摘事項は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因があつて指摘される場合が多い。特に検査・投薬・注射等は指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

異なった傷病名が診療報酬明細書に記載されている。〔7〕

・診療録に記載されている傷病名が診療報酬明細書に記載されていない。

⑥ 診療報酬明細書に、必要事項が記載されていない。

ア 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の請求において、「初回算定日」、「無呼吸指数」、「自覚症状」、「睡眠ポリグラフ上での所見」及び「2月を越えて継続可能と認める理由」〔3〕

(2) 診療報酬請求等について、次の不適切な例が認められたので改めること。診療報酬の請求にあたっては、審査支払機関へ提出する前に、主治医は診療録と診療報酬明細書の内容確認、点検を行い適正な保険請求を行うこと。

① 特定疾患療養管理料を誤って請求している例が認められた。▲

② 誤って請求されていた検査が見受けられた。

ア 遊離トリヨードサイロニン (FT3)

▲ イ 遊離サイロキシニン (FT4) ▲

③ 算定要件を満たさない医学管理料

が請求されていた。

ア 生活習慣病管理料 ▲

2. 一部負担金

(1) 一部負担金等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 自家診療において、一部負担金が適正に徴収されていない。〔2〕

3. 届出事項

(1) 届出事項について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① リハビリテーション従事者において、他医療機関との兼務をしている者について見直しを行い、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。

② 常勤保険医において、常勤勤務と判断が出来ない者について見直しを行い、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。

③ 診療時間の変更届が提出されていないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。〔5〕

④ 診療日及び診療時間の変更届が提出されていないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。

⑤ 標榜診療科の変更届が提出されて

を行った。現地の生活を目の当たりにして自分が生きている環境が偶然の集まりだということ、言葉が通じなくても笑顔は世界共通であること、当たり前なのに感謝できていなかった自分に気が付いたなど、非日常に身を置いたからこそ実感できることを自分たちの言葉で報告してくれた。報告では、かつてハロアルに参加していたOB・OGも参加。現在の進路等が報告され、ハロアルの活動をきっかけに医師、歯科医師等、医療従事者を志しているOB・OGもいた。活動に参加した中学生・高校生に共通していたのは、ボラ

いないので、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。

⑥ 届出されていない事項について、速やかに関東信越厚生局長あて届出すること。

ア 届出(採用)されていない保険医が認められた。〔2〕

イ 届出(退職)されていない保険医が認められた。〔3〕

ウ 届出されていない保険医の異動(常勤から非常勤)が認められた。

4. 院内掲示

(1) 院内掲示について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 届出している施設基準は、院内のわかりやすい場所に掲示すること。

② 乳幼児育児栄養指導料の算定における、屋内禁煙である旨の院内掲示をしていないので適切に掲示すること。

③ 届出している「ニコチン依存症管理料」について、禁煙治療を行っている旨を保険医療機関内の見やすい場所に掲示し、患者に対して周知を図ること。

④ 届出している施設基準について、掲示をしていない施設基準が見受けられたので、適切に掲示すること。

ア 時間外対応加算1、イ 時間外対応加算2、ウ 地域包括診療加算、エ がん治療連携指導料、オ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算

⑤ 保険外負担に係る事項について、適切に院内に掲示すること。

連載は今号が最終回となる。

フィリピン医療を支える会が報告会 過去最多の参加者

44名の中高生が報告

3月24日に「ハローアルソン・フィリピン医療を支える会」(林春二会長)が主催する第17回ハローアルソン・フィリピンアクティビティー発表の集いが御代田町で開催され、約280名

の参加者が集まった。

ハローアルソン・アクティビティー(以下ハロアル)とは、フィリピンの恵まれない子ども達に対して、歯科医療を中心とした無償の奉仕活動や、歯ブラシ・タオルなどの物資支援を行う活動である。今年は2月8日～11日の4日間にわたり活動を実施。歯科医師や歯科衛生士をはじめ、医師、薬剤師、教員、会社員など誰でも参加ができる。その中でも大きな特徴として次世代を担う中学生、高校生が多数参加している点である。今年は全体で114名が参加し、そのうち高校生が46名、中学生が4名参加した。中学生の参加は今回が初となり、高校生の参加人数もこれまでで最多となった。

当日は44名の中高生が報告



参加者の中高生達



OGから花束を受け取るハローアルソンの林会長。ボランティアに参加して終わりではなく、ボランティアを通じて次のステップへのビジョンが描けていたことだった。忙しい毎日の中でも、人や環境に感謝する気持ちを持つことが、自分の成長に繋がるのだと感じられる報告会になっていた。

福祉医療費給付制度の改善を求める会講演会
講演:「群馬県での子ども医療費完全無料化実現の運動と今」(仮題)
講師:野村 喜代子氏(群馬県婦人の会会長)
日時:2018年5月27日(日)13:00~16:00
参加費:無料 どなたでも参加できます
場所:松本市・松本勤労会館 JR松本駅から徒歩15分
(松本市中央4丁目7-22 TEL 0263-35-6286)
現物給付のさらなる「給付拡大」をめざして!子ども・障がい者等の一刻も早い医療費完全無料化に向け、新しい県民運動をすすめよう!
連絡先:福祉医療給付制度の改善をすすめる会
(長野市高田中村276-8 長野県社保協内 電話 026-223-1281)